内閣衆質一七〇第一四九号

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーで起きた邦人殺害事件の真相究明に向けた政府の取り組み等に関す

る第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーで起きた邦人殺害事件の真相究明に向けた政府の取り組み等に

関する第三回質問に対する答弁書

一及び五について

長井健司氏死亡事件に関連し、我が国政府としてミャンマー連邦(以下「ミャンマー」という。)政府

事件の真相究明及びビデオカメラを含め長井氏が死亡したときに所持していたすべての所持品の

返還について申し入れてきているところであるが、ミャンマー政府とのやり取り及び申入れを受けての対

応振りについての評価を明らかにすることは、ミャンマー政府との間の今後のやり取りに支障を来すおそ

れがあることから、お答えすることは差し控えたい。

政府としては、これまで日・ミャンマー外相会談等において、ミャンマー政府に対し、 本件事件につき

強く抗議してきており、引き続き可能な限り速やかに日本側の申入れについての検討の結果を通知するよ

う更に求めていく考えである。

二及び三について

対ミャンマー経済協力については、 御指摘の案件等を含め、ミャンマー国民に直接利益をもたらす人道

案件等に限定して実施しているところである。長井健司氏死亡事件に関する我が国のミャンマー政府に対

する今後の対応については、ミャンマー政府の検討結果の通知を含めミャンマー政府の対応を見極めた上

で、検討していく考えである。

四について

政府としては、長井健司氏死亡事件発生直後から、ミャンマー政府に対し、様々な形で働きかけを行っ

ているが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ミャンマー政府との間の今後の

やり取りに支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。